

令和6年度 さいたま市立大東小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、すべての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかななければならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大東小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない、いじめられる児童を絶対に守り抜くという雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に情報を報告し、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 6 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生して

いる場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員
※必要に応じて、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会（年間2回開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 大東小・笑顔がキラリ委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：第4、5、6学年各クラス代表委員18名（代表委員会三役を含む）
- (3) 開催：各学期1回（6月、10月、3月）
- (4) 内容：
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や第4、5、6学年における各クラスの代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
- イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ア 大東小学校の道徳重点内容項目2－(2)「思いやり・親切」では、望ましい人間関係の育成を図り、相手に対する思いやりや親切な心をもつ児童を育てることに全職員が努める。
- イ 情報モラルに関する授業を行う。

○授業の実施：5年生 5月

6年生 5月

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下の内容について取り組む。

- ア 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- イ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ウ 校長等による講話
- エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- オ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ア 各学期に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- イ 「話の聴き方・伝え方を考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (2) 授業の実施： 全学年

5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - ア 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - イ 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 5・6年生 4月21日（金）
- (2) 情報モラルに関する道徳授業の実施
 - 授業の実施： 5年生 2月
6年生 2月

6 体育科保健領域「心の健康」の授業を通して

- (1) 児童が、心は年齢とともに発達すること及び心と体は相互に影響し合うことについて理解できるようにするとともに、不安や悩みへの対処について理解できるようにする。
- (2) 授業の実施： 5年生 6月（いじめ撲滅月間）

7 縦割り活動の実施

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友達と活動する楽しさを味わうことができる。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- ・物かくし（くつ、学用品、衣類等）や悪質ないたずら（画鋏などを使った行為や名前を

かたった手紙等)など児童の様子や児童、保護者からの情報に気を配ること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月(年3回)
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行い記録・保存する。
面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
○アンケートの実施: 6月・11月・2月(年3回)
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

- 保護者の来校や電話などでの連絡や相談に誠実に対応し、確認するとともに場合によっては情報を学年・学校全体で情報共有する。
- (1) 年1回、10月に教育相談週間を設定する。
- (2) 毎月2回程度SC来校。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ア「教育相談・特別支援教育だより」の発行
 - イ 教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施: 11月
- (2) アンケート結果の活用
○学校評価とともに、職員会議にて検討し、迅速に対応できるように努める。

6 地域からの情報収集

- (1) スクール・コミュニティ(年3回)
○見守り・相談活動とともに、学校評議委員会を実施し、いじめ対策委員会にて情報共有する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
教育委員会への報告・連絡・調整を行う。
- 教頭は、校長を補佐し、いじめ対策委員会の運営を行う。
収集された情報の学校職員全体の共有を図る。
収集された情報の記録を行う。
- 生徒指導主任は、収集された情報から今できる対応・今後の対応について役割分担をする。児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめに関する情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反しうることを自覚し、委員会と直ちに情報を共有する。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
〈いじめが「解消している」状態となる2つの要件〉
 - ① いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと※②は被害児童本人とその保護者と面談により確認
- 特別支援教育コーディネーター、教育相談主任は、問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行う。
- 養護教諭は、いじめによる身体的な影響について、医療機関と連携を図る。
- さわやか相談員は、学校のいじめ対策委員会に参加する。
児童の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、学校のいじめ対策委員会に参加し、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」

○大東スタイル（学習規律編）の確立を目指し、基礎学力をつけるために子どもたちに身につけさせたい7カ条を周知・徹底する。

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ア 児童理解に関する研修（5月・2月）
- イ いじめの事例研修（4月・8月）

- (3) 「ネットいじめ」や情報モラルに係る研修の実施

- ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
- イ 時期 夏季休業中に1回
- ウ 情報・視聴覚部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間

○前期・後期で行う（いじめ対策委員定例会にて行う）。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期

○10月（学校評価において、いじめの問題を取り扱う。）

- (2) いじめ防止対策委員会の開催時期

○6月、2月（年間2回）

- (3) 校内研修会等の開催時期

○4月：いじめ防止基本方針について、いじめに対する対応について

5月：児童理解研修

8月：事例研修、ネットいじめに関する研修

2月：児童理解研修